

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年6月24日

担	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 水野 治 需給調整事業第二課長補佐 竹内 典子 主任需給調整指導官 内山 剛 福島 隆史
当	電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

民間人材ビジネスに対する指導監督状況を取りまとめました

～ 延べ3, 999事業所に指導監督を実施、2事業主に対して行政処分 ～

東京労働局（局長：辻田 博）は、令和3年度における民間人材ビジネス（労働者派遣事業、職業紹介事業、請負事業等）に係る指導監督状況を取りまとめましたので、公表します。

<令和3年度指導監督の概要>

【行政処分】

☆悪質な法令違反により、労働者派遣元事業所2事業主に対して業務停止命令等を発出。

【行政指導】

☆労働者派遣事業延べ3, 123事業所、職業紹介事業延べ687事業所、請負事業等延べ189事業所（計延べ3, 999事業所）に対して、指導監督を実施。（表1参照）

☆指導監督を行った事業所に対する是正指導（文書指導）を、労働者派遣関係1, 911件、職業紹介関係352件、請負事業等関係49件（計2, 312件）実施。（表2参照）

I 行政処分の実施状況

令和3年度は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。)(以下「労働者派遣法」という。)及び職業安定法(昭和22年法律第141号。)(以下「職業安定法」という。)に基づき、2事業主に対して行政処分を行いました。

- ・労働者派遣事業停止命令(労働者派遣法第14条第2項)……………1件
- ・労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第49条第1項)……………1件
- ・有料職業紹介事業停止命令(職業安定法第32条の9第2項)……………1件

	事業区分	処分理由	処分内容	処分日
1	労働者派遣 1事業主	他社と事実上の労働者供給契約を締結し、自らと支配従属関係にある労働者を当該他社に供給した。	業務停止命令 2ヵ月 業務改善命令	令和3年8月23日
2	有料職業紹介 1事業主	無許可で労働者派遣を行った。	業務停止命令 1ヵ月	令和4年3月24日

II 行政指導の実施状況

表1 指導監督を実施した延べ事業所数

	令和3年度	令和2年度	対前年度比
計	3,999 事業所	3,172 事業所	26.1%
うち労働者派遣事業	3,123 事業所	2,461 事業所	26.9%
うち請負事業	109 事業所	177 事業所	▲38.4%
うち職業紹介事業	687 事業所	494 事業所	39.1%
うちその他(募集等)	80 事業所	40 事業所	200.0%

表2 是正指導(文書指導)を行った件数

	令和3年度	令和2年度	対前年度比
計	2,312 件	1,108 件	208.7%
うち労働者派遣事業	1,911 件	825 件	231.6%
うち請負事業	40 件	112 件	▲64.3%
うち職業紹介事業	352 件	151 件	233.1%
うちその他(募集等)	9 件	20 件	▲55.0%

表3 主な指導内容

(1) 労働者派遣事業に関するもの

① 派遣元事業主に対する指導内容

○労使協定の締結（労働者派遣法第30条の4第1項）	・ 労使協定の内容に不備がある。
○就業条件の明示（労働者派遣法第34条第1項）	・ 就業条件の明示がなされていない、あるいは明示の内容に不備がある。
○派遣元管理台帳（労働者派遣法第37条第1項）	・ 派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○マージン率等の情報提供（労働者派遣法第23条第5項）	・ 派遣労働者に対し、マージン率等の情報提供が正しく行われていない。
○労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）	・ 労働者派遣契約の内容に不備がある。

② 派遣先に対する指導内容

○派遣先管理台帳（労働者派遣法第42条第1項）	・ 派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。
○比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第26条第7項）	・ 情報提供の内容に不備がある。
○労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）	・ 労働者派遣契約の内容に不備がある。

(2) 請負業者、発注者に対する指導内容

○労働者供給事業の禁止（職業安定法第44条）	・ 請負契約と称して、実態は労働者を供給又は受け入れている。
○労働者派遣契約等（労働者派遣法第26条第1項等）	・ 労働者派遣の実態にも関わらず、労働者派遣契約を適正に締結していない。 ・ 労働者派遣事業の実態にも関わらず、派遣元、派遣先管理台帳を備えていない。

(3) 職業紹介事業者に対する指導内容

○帳簿書類の備付け（職業安定法第32条の15）	・ 求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない。
○労働条件の明示（職業安定法第5条の3第1項）	・ 求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない。
○取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第32条の13）	・ 取扱職種の範囲を明示していない。 ・ 手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示していない。

